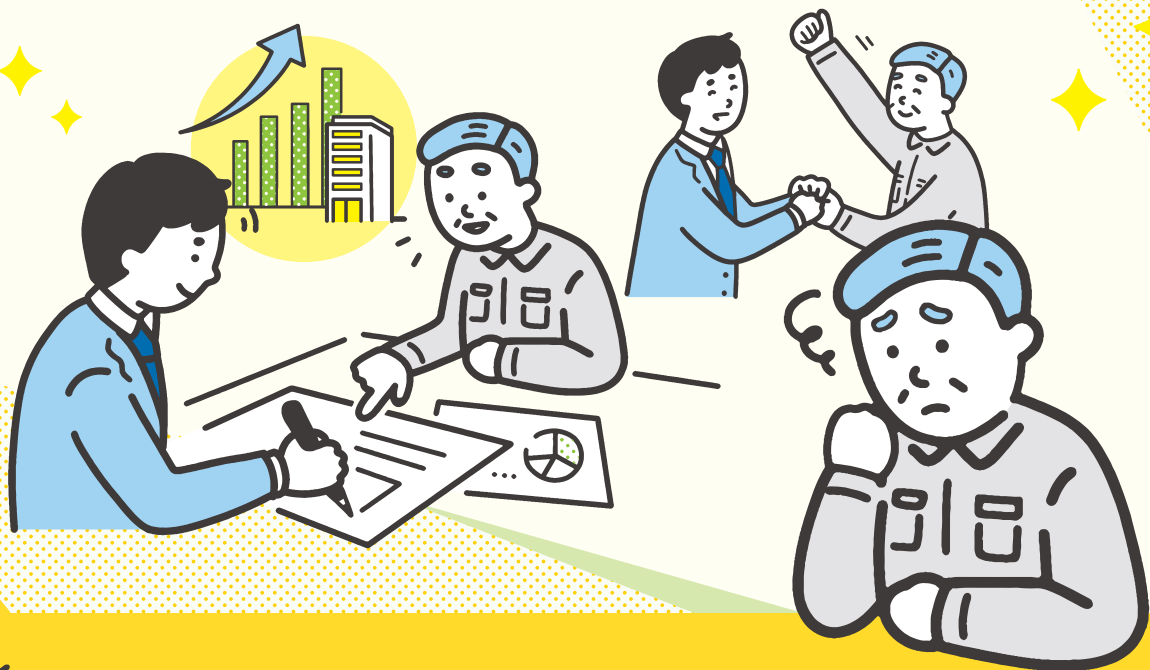


経営改善・事業再生のための保証制度

京都信用保証協会による
円滑な経営改善・事業再生のための

金融支援



事業再生計画実施関連保証・中小企業下支え資金 [経営改善・再生支援強化型]
(経営改善サポート保証)

取扱期間

令和9年3月31日まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借入が過大となり、また物価高や人手不足等の影響により
厳しい状況に置かれている中小企業者の早期事業再生に向けた取組みを促すことを目的に創設された制度です

特徴1 **保証料率0.4%**

国の保証料補助により中小企業者負担を大幅に軽減しています。

特徴2 **保証期間最大15年**
(据置期間最大3年)

中小企業者の資金繰りに応じて、
通常より長期の保証期間・据置期間を設けています。

ご利用
いただける方

中小企業活性化協議会等の支援により作成した事業再生計画 (当該計画に係る債権者全員の合意が必要) に
従って事業再生に取り組み、金融機関に対して定期的に計画の実施状況を報告する中小企業者

お問い合わせ

本所または最寄りの支所までお問い合わせください

あなたの企業の一員に
 **京都信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

本所 企業発展課 ☎075-354-1012
経営支援課・再生支援課 ☎075-354-1015

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階

支所 山城支所 ☎0774-43-8822 南丹支所 ☎0771-22-1041
中丹支所 ☎0773-27-6156 丹後支所 ☎0772-68-0601



こんな方におすすめ

- ☑ コロナ禍で借入が増加し、また物価高や人手不足等の影響で経営が伸び悩んでいる
- ☑ 経営改善（事業再生）へ向けて、自社の課題を再確認し、具体的なアクションプランを考えたい
- ☑ 業績見通しを踏まえて、長期的な資金繰りの安定と借入返済の道筋を立てたい

計画策定～計画実行までのフローチャート

相談

相談窓口（金融機関・保証協会）

- ◆ 経営改善・事業再生にかかる計画策定・金融支援（事業再生計画実施関連保証・経営改善サポート保証）の相談は取扱金融機関、保証協会までお気軽にご相談ください。※金融機関経由で相談いただく場合は、金融機関より保証協会への**事前相談をお願いします**。

計画策定

主な計画策定支援機関

中小企業活性化協議会

◆ 再生計画策定支援事業

協議会が選任した外部専門家による「財務調査」「事業調査」「計画策定支援」を行い、「金融機関調整」を実施します。
なお、外部専門家費用については協議会にて**2/3**（補助上限がございます）が補助されます。

◆ 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）

認定経営革新等支援機関（税理士・金融機関等）によって計画策定が行われ、金融調整・計画成立した場合、計画策定費用等の**2/3**（補助上限がございます）が補助されます。なお、上記費用補助を受けられた場合、中小企業者の**自己負担部分の一部を当協会が補助します（経営改善計画策定サポート事業）**。

京都信用保証協会

◆ 専門家派遣事業「京都ランクアップサポート」

保証協会を利用いただいているお客様に外部専門家（中小企業診断士・公認会計士等）を**“無料”**で派遣し、計画策定をお手伝いします。 ※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

計画成立

金融機関・保証協会の合意確認

- ◆ 債権者会議（バンクミーティング）・経営サポート会議（※）により、対象債権者（金融機関・保証協会）**全員の合意形成が必要です**。
※金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

融資・保証

円滑な経営改善・事業再生のための金融支援

区 分	事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）〔経営改善・再生支援強化型〕 ※全国統一保証制度
保証対象	制度要件を満たした計画（当該計画に係る 債権者全員の合意 が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
資金使途	事業再生計画の実施に必要な資金（運転資金・設備資金）
保証限度額	2億8千万円（有担保2億円・無担保8千万円）
保証期間	15年以内（うち据置期間3年以内）
担保	必要に応じて
保証人	必要となる場合がある
利率	金融機関所定
保証料率	中小企業者負担0.4%（国の補助適用後）



金融機関・保証協会へ実施状況報告・フォロー

- ◆ 取扱金融機関に対して、**四半期ごと**に事業再生計画の実施状況の報告をしていただきます。取扱金融機関は計画策定機関等と連携し、事業再生計画のフォローを通じて、経営支援を行います。また、必要に応じて、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行います。
- ◆ 取扱金融機関は、**原則として3年間**にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、計画の実施状況と金融機関の経営支援状況の報告をお願いします。

モニタリング

その他、経営改善・事業再生に係る個別課題の解決を目的とした専門家派遣事業（京都バリューアップサポート等）や事業再生支援を目的とした**長期の保証制度（保証期間最大20年）**など、様々な支援メニューを設けています。

お気軽に
お問い合わせ
ください

当協会HPはこちら



保証制度詳細はこちら

※京都府・京都市制度
（中小企業下支え資金）



経営改善計画策定
サポート事業の
詳細はこちら

